

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
1	1	13	第1-2	質問	要求水準書の変更の項に記載の「事業契約書」とは、今回公表された「神戸市工事請負契約約款」のことでしょうか。	入札公告時に公表する事業契約書(案)を指します。
2	1	18	第1-3-②	質問	「「乙」とは、本事業の請負者をいう」とありますが、本事業の性質上1企業ですべての業務を行うのは難しく、業務遂行にあたっては複数企業によりグループを形成して業務遂行をおこなうものとして考えております。したがってここでいう請負者は、複数企業から構成されるグループと考えてよろしいでしょうか。	入札公告時(入札説明書)に示します。
3	2	15	第1-3-⑰	質問	本事業における修繕対象がありましたら御教示下さい。	要求水準書(案)の55頁「第4-3-(4)-⑤」に記載したバイパス管が該当します。他に、既存施設等の機能保持・改善のために必要な箇所があれば、ご提案ください。
4	2	24	第1-3-⑳	意見	「「確認」とは事実の存否を認定する・・・中略・・・乙の行う行為を甲が確認する場合、それによって、甲は何ら責任を負うものではない。」とありますが、認定行為を行い、その責任を何ら負わないというのは乙の負担が過大ではないでしょうか。	確認は、事実の存否を認定することであり、その設備及びシステムの性能を認めることでなく、性能を満たさない場合は、甲からの指示により改善することを乙に求めることとなります。
5	2	32	第1-3-㉑	質問	工事監督業務について承諾対象となる詳細図等の範囲について御教示下さい。	現時点では、工事請負約款を適用します。
6	10	5	第2-3 (1)業務内容	質問	「第1期契約工事の中で変更が生じた場合の設計業務」の費用負担は、甲の事由により生じた設計変更の場合は、甲が負担すると言う考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	10	8	第2-3 (1)③	質問	既設ポンプ場の撤去設計を行うにあたり、既設ポンプ場のCADデータをご提供いただくことは可能でしょうか。	データは提供できません。
8	10		第2-3- (1)-表 2.3	質問	第2期施設に関わる設計変更について変更設計に係る設計費用も設計変更対象となると考えてよろしいでしょうか。	甲と乙の協議により決定します。ただし、1期契約後の実施設計時に乙の検討が不十分なことにより生じた2期施設の変更設計費用は、乙の負担となります。
9	10		第2-3- (1)-表 2.3	質問	既設施設・設備を撤去する際に影響のある大規模修繕等の別途工事発注の予定がありますでしょうか。	現時点では、予定していません。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
10	10		第2-3-(1)-表2.3	質問	既設ポンプ場の機能を維持するために、移設・継続使用する機器について修繕対応が生じた場合、乙の負担の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	乙の移設工事等の影響により、移設する機器に修繕対応の必要が生じた場合は乙の負担の範囲内となります。その他の場合は、甲との協議により決定します。
11	10		第2-3-(1)-表2.3	質問	既設撤去品は乙が処分(産廃又はスクラップ)するものと考えてよろしいでしょうか。また処分に係る費用は精算対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	10	13	第2-3-(1)-※	質問	段階的施工計画(案)に記載のありますSTEP1~13の施工内容・手順は変更してもよろしいでしょうか。	段階的施工図(案)は参考であり、工事の施工手順は乙の提案となります。
13	10	表2.3	各工事における業務内容	質問	第1期工事完了時に、既存ポンプ場と合わせて41.0m ³ /s以上、第2期工事完了時に雨水用放流量35.0m ³ /s以上かつ滞水池送水量6.0m ³ /s以上を満足すれば、第1期工事及び第2期工事の工事内容が当該表の内容と部分的に入れ替わってもよろしいでしょうか。また、入れ替わってもよい場合に、事業費の考え方に制約があればご教示ください。	要求水準書(案)の50頁の表4.1を参照してください。入札時の事業費は、乙の判断によります。
14	10	表2.3	各工事における業務内容	質問	第1期工事・第2期工事とも、工事監理業務は甲が行う業務で、乙が行う本業務の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	現時点では、工事請負約款を適用します。
15	11	STEP-2	【参考1】過年度の基本検討による段階的施工計画	質問	運河仮締切りを運河を占有して施工することは可能でしょうか。また、運河を占有する場合、河川もしくは海上としての占有許可申請等が必要となるのでしょうか。	基本的に可能ですが、ご指摘の通り関連機関との調整、許可が必要になります。
16	12	6行目	STEP-3第1期	質問	「⑤地藏川雨水幹線移設」後は既設の地藏川雨水幹線は撤去となりますが、魚崎運河護岸部の地藏川雨水幹線放流口はどのように処置すればよろしいでしょうか。護岸部の放流口も完全に撤去して護岸を復旧させるのか、今回の工事では支障とならない放流口部は残置させて管内をコンクリート等で間詰する程度で良いのかご教示ください。	不要となる既存放流口は、乙の判断で恒久的に安全性を確保できる対策を立案し、甲と協議の上、決定してください。
17	13	STEP-5	第1期	質問	「※魚崎Pから沈砂池P棟への連絡管・・・」とありますが、連絡管の機能、使用状況をご教示ください。	沈砂池ポンプ棟の機能が停止した時に魚崎ポンプ場へ下水を融通する機能を持った配管です。使用状況は、配布資料の「管理年報」を確認してください。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
18	13	STEP-5	第1期	質問	「※魚崎Pから沈砂池P棟への連絡管・・・」とありますが、連絡管に関する条件が見当たりませんので、管種、管形、縦断図をお示し下さい。	別紙30「連絡管構造図」を追加しましたので、確認してください。
19	15	8行目	STEP-10 第2期	質問	「②既設第1期放流渠撤去」時、魚崎運河護岸部の放流渠はどのように処置すればよろしいでしょうか。護岸部の放流渠も完全に撤去して護岸を復旧させるのか、今回の工事では支障とならない放流渠部は残置させて放流渠内をコンクリート等で間詰する程度で良いのかご教示ください。	16と同様です。
20	18	14	【参考2】 (2)②	質問	第1期工事において、「新電気室送り回線は、現状の沈砂池ポンプ棟の魚崎ポンプ場1Lおよび2Lフィーダからとるものとする。」とありますが、20頁の図2.5 電線路工事の手順(案)の“第1期工事”では、1Lフィーダは既設ポンプ場2F電気室送り、2Lフィーダは新電気室送りと図示されています。どちらが正しいでしょうか。	20ページの図は参考図ですが、一部配線が記載されておりません。 第1期工事では、既設ポンプ場にも新設ポンプ場にも高圧2回線配電が必要です。
21	19	表2.4	第2-3-(1)	意見	新設ポンプ場として、システム及び電源周りを独立して構築しない限り、既設監視メーカ以外の応札が困難な要求仕様になっています。既設部分の機能増設工事と新設部分工事の分離発注にて再度検討をお願いします。	ご意見として承ります。 既存施設の機能を維持しながらの改築更新としますので、分離発注いたしません。
22	19	—	表2.4	質問	【第1期施設稼働後の概要】におきまして、既設ポンプ場への電線路は必ず新ポンプ場を経由しなければならないでしょうか。	新ポンプ場を経由する必要はありません。
23	19	—	表2.4	質問	【第1期施設稼働後の概要】におきまして、第1期施設稼働後は既設ポンプ場への高圧ケーブルは1回線になりますが、2回線必要なのでしょうか。	第1期工事後は、既設ポンプ場へも新設ポンプ場へも高圧2回線配電が必要です。
24	20	—	図2.5	質問	第1期工事の図中の「③」は何を示しますか。	誤記のため、要求水準書(案)を修正しました。
25	20	—	図2.5	意見	第2期工事で「②'」となっていますが、第1期工事での「②」のルートから変更する必要はないと考えますがよろしいでしょうか。(違いがあるかないか)	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
26	23	29・30	第2-3 (2)業務範囲	質問	既存沈砂池設備について、沈砂およびスクリーンかすは、乙の解体工事前に、甲にて事前に除去されていると考えて良いでしょうか。	既存沈砂池の設備は、乙が撤去してください。
27	23	7	第2-3 (2)1)①	質問	各種申請等の手続きに必要な申請手数料は甲が負担と考えてよろしいでしょうか。	甲が申請する手数料は、甲が負担しますが、その他の申請は乙の負担とします。
28	23	25	第2-3 (2)2)②	質問	各種申請等の手続きに必要な申請手数料は甲が負担と考えてよろしいでしょうか。	27と同様です。
29	23	5	第2-3- (2)-1)- ①	質問	甲が行う実務範囲で、実施設計に伴う検査、承諾とありますが、その他図書で承諾対象となるものはありますでしょうか。	実工事の範囲内施設・設備で、工事以外のものは含みません。
30	23	20	第2-3- (2)-2)- ①	質問	埋設物調査について(別紙17)に記載のあるもの以外埋設物は無いものと考えてよろしいでしょうか。	基本設計時においてはご理解のとおりですが、実施設計時の調査段階で必要な埋設物調査を乙の判断で実施し、事業に影響する場合は甲と協議してください。なお、工事着工後に判明した埋設物の影響は乙の負担で対処してください。
31	23	20	第2-3- (2)-2)- ①	質問	埋設物調査について(別紙17)17-10記載の既設10m3重油ストレージタンク2基及び新設重油ストレージタンク20,000Lは撤去済と考えてよろしいでしょうか。	10m3の重油ストレージタンク2基は撤去済みですが、20,000Lのストレージタンクは現状もあるため、乙で撤去してください。
32	23	22, 26 行目	2)乙が行う業務範囲	質問	旧沈砂スクリーンかす洗浄棟や既設ポンプ場の解体撤去に関する設計とは具体的にはどのような設計を意味するのでしょうか。	新設構造物に影響する地下構造物の撤去であり、どのような手順で実施するかは、乙が提案してください。
33	23	34行目	2)乙が行う業務範囲	質問	「工事ヤード等の確保」と記載されていますが、添付資料(別紙6)場内管理に関する資料に示されるような動線確保を考慮した工事ヤード計画とするという意味合いでしょうか。その他、工事に必要なヤード以外に確保しなくてはならない事項がありましたらご教示ください。	「工事ヤードの確保」は、維持管理動線を考慮した作業スペースを確保してください。また、その他必要ヤードはありません。
34	23	7	第2-3-(2)-1)- ①	質問	甲が取得又は手続きすべきものを具体的にご教示ください。	例として、下水道事業計画、計画通知等が考えられます。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
35	23	25	第2-3-(2)-2)- ②	質問	作業量の把握が必要となるため、乙が取得又は手続きすべきものについて、応募者独自の提案により必要となるものを除き具体的にご教示ください。	甲が申請する手続きを除き、工事に必要な申請・届出の全てです。
36	24	9	第2-3-(2)-2)- ⑥	質問	周辺影響調査(騒音等)について実施が必要な調査項目について御教示下さい。	乙の判断により、必要な項目を抽出し、その対応について提案してください。
37	25	10, 11	第2-4業務 期間	質問	技術提案により第1期工事の完了を早めた場合、第2期工事の完了も相当期間早めなければならないのでしょうか。	技術提案で短縮後の1期、2期の工期が示された場合は、第1期工事は提案の工期で契約を結ぶこととなります。2期についても工期短縮が示された場合は、原則として2期契約時にその工期で契約を結ぶことになると考えています。
38	27	15・16	第3-1 (1) 魚崎ポ ンプ場の立地	質問	酒造組合との協議により追加項目が発生した場合は、甲の費用負担と考えて宜しいのでしょうか。	工事に大きな影響があるものは、甲と協議してください。その他は、乙の責とします。
39	27	15	第3-1- (1)	質問	「宮水の地下水脈に対して水質汚染が無いよう配慮をする」にあたり、前提となる当該地下水の汚染状況の現状についてご提示ください。	現時点で提示する資料はありません。
40	27	15	第3-1- (1)	質問	酒造組合等による水質保全活動について具体的な活動内容について御教示下さい。	現時点で特に把握していません。
41	27	10行目	4. 業務期間	質問	「各工事の契約期間については・・・」と記載されていますが、技術提案により第1期工事完成時期が短縮した場合は、工事中断することなく第2期工事が継続されると判断してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりですが、2期工事は1期工事の実情を踏まえて事業費等を精査したい思惑があるため、現時点での確約はできません。
42	27	11行目	1 立地条件	質問	「また、魚崎郷と繋がる灘浜住吉川線を北側の前面道路とする敷地で、この道路は計画道路としての拡幅の予定があり・・・」と記載されていますが、この拡幅時期をご教示ください。	拡幅時期は未定です。
43	27	15行目	1 立地条件	質問	「東灘処場周辺は、宮水の地下水脈の通り道になっており・・・水質汚濁が無いよう十分な配慮が必要」とありますが、具体的に水質汚濁について基準等があればご教示ください。また、当該施設の上流近傍および下流側に宮水を使用する井戸等情報をご教示ください。	現時点で想定している水質基準はありません。また、井戸等の情報についても同様です。
44	29	2	第3 2	質問	「最新版」とは、どの時点(技術提案書提出時、契約時等)の最新版でしょうか。	基本設計開始時、実施設計開始時の各々での最新版になります。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
45	30	11	第3-2-(1)	質問	石綿障害予防規則に関する記載がありますが石綿障害が発生する箇所を御教示下さい。	乙が現地調査時により想定し、必要な数量等を提案してください。実施設計時の調査において、数量が異なった場合は、甲と協議の上、設計変更を行う場合があります。
46	30	26	第3-2-(2)	質問	公表されていない仕様書・基準は貸与いただけるものと考えてよいでしょうか。	神戸市の仕様書・基準のうち、説明会時に配った配布資料と神戸市ホームページで公開されているものの他にあれば、甲と協議の上、決定します。
47	32	37	第3-2-(2)-2)	質問	「その他の関連規格、基準、要領、指針等」を具体的にご教示ください。	設計・工事をする上で、記載に無い基準等が出てくる可能性もありますので、その都度、甲と協議してください。
48	34	5行目	表3.1各種届出等一覧	質問	表3.1 各種届出等一覧内の確認済書必要時期で工事着手前①、②、③と記載されていますが、工事着手前の申請受付期日などの具体的な時期をご教示ください。	各種届出で定められた時期までに届出を行ってください。 要求水準書(案)の確認済書必要時期欄の※3を削除し、開発許可申請を追記しました。
49	34	表3.1	各種届出等一覧	質問	当該表に記載の各種届出等に際し、添付資料別紙3に示される用地を敷地として、当該敷地及び当該敷地内の建築行為のみを対象とすれば足りるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	34	表3.1	各種届出等一覧	質問	本工事に必要となる届出、申請で、乙の業務は当該表に示されているものみとの理解でよろしいでしょうか。	申請時期に再度、必要となる届出を確認してください。
51	34	表3.1	各種届出等一覧脚注※2	意見	「計画通知の作成にあたっては、既存計画通知がないことを留意すること」とありますが、計画通知がないことによる既存不適格部分と思われる部分の改修、手直し、およびそれにかかわる費用、期間は甲側の負担でお願いします。	計画敷地内の既設建物は、事業完了後にはすべて撤去されるので、既設建物の改修は不要と考えます。また、ポンプ棟、沈砂池棟の一部解体に伴う既設建物の仮使用承認に伴い、構造の補強・改修が必要となった場合の費用は、乙の負担とします。
52	34	表3.1	各種届出等一覧脚注※2	質問	「計画通知の作成にあたっては、既存計画通知がないことを留意すること」とありますが、既存部分の計画通知取得を改めて行うことはしないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	34	表3.1	各種届出等一覧脚注※2	質問	既存施設の計画通知は存しないとありますが、検査済証はあるのでしょうか。	既存施設で検査済証が確認できていないものもあります。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
54	34	表3.1	各種届出等一覧脚注※2	質問	既存施設の計画通知は存さないとありますが、沈砂池ポンプ棟及び東灘処理場管理棟を含む隣接する用地とは、建築基準法上は相互に独立している別敷地であり、かつ別建物として取り扱われて計画通知が行われ、各施設が建設されたとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	35	23・24	第3-3(5)責任施工	質問	「要求水準書に明示されていない事項であっても、性能を発揮するために必要なものは乙の負担で施工すること」とは具体的にどんな内容かご教示ください。	ポンプ場の揚水能力は当然として、例えば、臭気対策、振動対策及び騒音対策などが十分でないと判断されることがあれば、改善を指示することがあります。
56	35	17	第3-3(3)	質問	各工事積算内訳書を作成する意図をご教示ください。	設計変更の対応等に必要です。
57	35	23	第3-3(5)	質問	乙は、要求水準書に明記されていない事項であっても、性能を発揮するために必要なものは、乙の負担で施工すること。とありますが、具体的にはどのような事象を想定されているかご教示ください。	55と同様です。
58	35	17	第3-3-(3)	質問	「土木、建築、機械、電気の工種ごとの工事費積算内訳書を作成」と記載があることから本件のJV組成は、いわゆる特定工事建設共同企業体(乙型)の組成を念頭におくことで宜しいでしょうか。	各工種の責任・役割が明確であれば良く、構成企業を規定するものではありません。
59	35	17	第3-3-(3)	質問	JVを組成するにあたっての必要条件をご教示ください。	入札公告時(入札説明書)に示します。
60	35	7	第3-3-(1)-③	質問	実施設計期間に制限はありますでしょうか。	実施設計期間の期限はありません。
61	35	23	第3-3-(5)	意見	責任施工として乙は要求水準書に明示されていない事項であっても・・・乙の負担で施工することと記載がありますが、性能発揮に関係なく要求水準書及び技術提案書に記載されていない事項は乙の負担範囲外と考えます。	要求水準書には、主要設備・機器の機能を示しており、全ての施設・設備の機能・性能は示しておりませんので、全ての施設・設備の機能・性能は乙の責において確保してください。
62	35	25	第3-3-(6)	意見	甲が関係官庁への申請、報告、届出等・・・乙は書類作成および手続等・・・その費用を負担することと記載がありますが甲が実施する申請等については甲の負担で実施するものと考えてますがいかがでしょうか。	提出手数料等は、甲の負担で行いますが、資料作成等は、乙の協力をお願いします。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
63	35	11行目	(2)工事の開始	質問	工程計画を立案する上で、実施設計の提出から照査・承諾までに要する日数をご教示ください。	甲からの返答には少なくとも1か月程度は必要と考えていますが、実施設計図書の品質により変更となる場合があります。
64	35	23行目	(5)責任施工	質問	「乙は、要求水準書に明示されていない事項であっても・・・乙の負担で施工すること」と記載されていますが、具体的な工事、工種におけるリスクを定義していただけないでしょうか。	55と同様です。
65	35	25行目	一般事項 (6)施工前の許認可	意見	「また、甲が関係官庁への・・・その費用を負担すること」と記載されていますが、甲が実施する申請等については甲の負担で実施すべきではないでしょうか。	提出手数料等は、甲の負担で行いますが、資料作成等は、乙の協力をお願いします。
66	35	2	第3-3-(1)	質問	ここに記載の「基本設計図書」は用語の定義で示す「基本設計図書」と齟齬があります。用語の定義が正と理解してよろしいですか。	基本設計図書は、用語の定義のとおりです。
67	35	2	第3-3-(1)	意見	「基本設計」は本事業の業務には含まれていませんので、抹消願えませんか。	要求水準書(案)の用語の定義を修正しましたので、確認してください。
68	35	3	第3-3-(1)-①	質問	「乙は、契約締結後直ちに」とありますが、契約締結後直ちに行うのは設計・施工内容についての甲の確認であって、基本設計図書を甲に提出するのは甲の確認の後、確認の結果を反映してからでよいと考えてよろしいでしょうか。	甲が確認し、更なる改善要求が発生した場合は、その事項を反映・修正した基本設計図書を提出し、甲と協議の上、決定することを前提としています。
69	35	5	第3-3-(1)	意見	ここに記載の「基本設計図書」は「確認の結果を反映」とあります。用語の定義で示す応募書類一式に「確認の結果を反映」する作業が生じるのであれば、業務の内容に加えていただけませんか。	見積りの中で反映できるものと考えています。
70	35	6	第3-3-(1)-①	質問	甲の確認を受けた技術提案書を基本設計図書として提出するとありますが、当該基本設計図書は、通常の委託業務における基本設計及び通常の委託業務における基本設計図書の内容を求めておらず、本事業の実設計に繋がる改築更新事業の考え方を整理し、示したものであるとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
71	35	8	第3-3-(1)-③	意見	「基本設計」は本事業の業務には含まれていませんので、抹消願えませんか。	67と同様です。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
72	35	23	第3-3-(5)	意見	求められている性能は全て要求水準書に明示されているはずであり、要求水準書に示されていない事項は要求水準等の資料提示リスクとして甲にて負っていただくものと思料します。	61と同様です。
73	35	29	第3-3-(6)	意見	「甲が関係官庁への申請・・・中略・・・乙は実施及び協力するものとし、その費用を負担すること。」とありますが、積算に含めるために、負担すべき費用の内容を明確にさせていただけないでしょうか。現時点で明確にできない場合は、本事業の業務から除外していただけないでしょうか。	工事に関する届出、申請関係に係る費用は、乙が想定してください。
74	36	18	第 3 3 (8) ①	質問	その他の工事との調整とありますが、具体的に計画されている工事と工事内容、工事期間をご教示ください。	現時点ではありません。
75	36	34	第 3 - 3 - (9)	質問	「万一損傷、汚染や処理場・ポンプ場等の運転管理に支障が生じた場合～乙の負担により速やかに復旧」とありますが、あくまで工事期間中の損傷及び支障が対象と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	36	19行目	(8)工程管理及 び施工管理	質問	「敷地内甲発注その他工事」と記載されていますが、工事期間中に調整が必要となりそうなその他工事により、本工事工程等に影響がある場合は、変更対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	37	1	第 3 - 3 - (10)	質問	施工図等の提出について各施工の段階前に甲に提出して確認を受けることと記載がありますが、P.23甲が行う業務に工事監督がありP.2で工事監督の業務は受注者が作成した詳細図等の承諾とあります。承諾いただける詳細図等の範囲を御教示ください。	現時点では、工事請負約款を適用します。
78	38	表3.2 表3.3	騒音規制基 準、振動規制 基準	質問	騒音規制基準、振動規制基準等の規制は機場が竣工した時点でこれらの基準を遵守すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
79	38		第 3 - 4 - 表 3. 2	質問	設計及び施工の騒音規制基準として「特定工場における騒音規制基準」の規制値が示されていますが、施工時は「特定建設作業における騒音規制基準」に準ずると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
80	38		第3-4-表 3. 4	質問	排ガス基準の項目にダイオキシン類対策特別措置法によるとの記載がありますが、対象となる排ガスについて御教示下さい。	工事中の重機・原動機等を想定しています。
81	38	表3.2	4. 公害防止 基準	質問	表3.2には施設・設備等の設計及び施工の騒音規制基準として「特定工場における騒音規制基準」の規制値が示されていますが、施工時は「特定建設作業における騒音規制基準」に準じてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
82	38	表3.3	4. 公害防止 基準	質問	表3.3には施設・設備等の設計及び施工の振動規制基準として「特定工場における振動規制基準」の規制値が示されていますが、施工時は「特定建設作業における振動規制基準」に準じてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	38	表3.2	騒音規制基準	質問	施工については騒音規制法・振動規制法・環境の保全と創造に関する条例（兵庫県条例）に定める、特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の基準を満たせばよいとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
84	39		第3-4-表 3. 6	質問	工事濁水に係る排水基準の記載がありますが水質分析確認の実施頻度について御教示下さい。	法令基準に従って、乙が判断してください。
85	42	4	第4-1- (4)	質問	運用フローに連絡管の記載がありませんが、現状の連絡管の運用方法と更新後の要否について御教示ください。	連絡管は、沈砂池ポンプ棟が停止した場合、緊急的に流入下水を魚崎ポンプ場で揚水する位置づけのものです。既設と同機能を確保する意味で更新後も必要となります。
86	48		表4. 4	質問	“吐出井”の備考欄の「電磁流量計含む」について、放流流量計測用の電磁流量計が必要と解釈しますが、電磁流量計前後の直管長の確保は困難と考えます。電磁流量計による放流流量の計測は必須でしょうか。	放流流量用ではなく、滞水池送水用として流量を計測できるようにしてください。 流量計の機種は、乙が提案し、甲と協議の上、決定します。
87	48		第4-2-表 4. 4	意見	吐出井備考欄に電磁流量計含むと記載がありますが吐出井前後で直管部分を設けることができないため正確な流量測定は不可能と考えますので電磁流量計は削除をお願いします。	86と同様です。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
88	50	7行目	(2)地震・津波 および浸水に 対する安全性 の確保	質問	「既設沈砂池ポンプ棟は1FLをKOP+4.40mとしているため、これを参考とする」とは、新設の1FLもKOP+4.40mとするという意味合いでしょうか。	既設沈砂池ポンプ棟の1FLレベルは参考で記載しており、新ポンプ場の1FLレベルは計画高潮位レベル以上とし、乙が提案し、甲との協議の上、決定してください。
89	51	19・20・ 21	第4-3 (1)一般事 項⑧	質問	施工箇所は別紙7「旧沈砂スクリーンかす洗浄棟以前の履歴図」によると下水処理施設跡地であることから、なんらかの土壌対策が必要と思われませんが、現状の土壌対策について考えられている内容をご教示ください。また、詳細調査後の追加対策は乙の負担と考えて宜しいでしょうか。	現状で考えている対策はありません。現時点までの利用状況を加味し、技術提案時は乙の判断で対策を予測して計画してください。ただし、実施設計時の関係機関との協議により変更が生じる場合があると想定しています。このため、技術提案時には、適正に提案内容を評価します。
90	51	11	第4-3- (1)-④	質問	「・・・緑化率向上を目指した植栽計画を・・・」緑化率の目標値があればご教示ください。	現状よりも改善されることを望みます。
91	51	19行目	3 土木施設に 関する要件	質問	旧沈砂スクリーンかす洗浄棟は土壌汚染対策法について協議を行い適切な処置等を講ずることとされていますが、具体的な処置方法等が決定していない現段階では見積範囲外と考えて良いでしょうか。	89と同様です。
92	53	10, 11・ 12	第4-3 (3)-③	質問	本検討における液状化判定評価は土質定数を推定値として行っている。現地調査に基づく精査を行った場合、側方流動に伴う対策工を必要とする場合は、乙の責任となるのでしょうか。	基本設計時に、ご質問のような事実が確認された場合は、費用等も含め、甲に提案して下さい。
93	53	12行目	(3)土木構造物	質問	「基礎形式は自由とするが・・・基礎形式等を乙の責任において検討し、設計・施工すること」と記載されていますが、基礎形式の選定において(旧)沈砂スクリーンかす洗浄棟及び現ポンプ棟の基礎形式(杭基礎形式であれば杭種、杭径、杭配置等の仕様)をご教示ください。	配布資料の「既設ポンプ場図面集」を確認してください。
94	53	27行目	(3)土木構造物	質問	⑫に、「ひび割れ対策」を実施するよう記載されておりますが、許容ひび割れ幅や目標ひび割れ指数について規定がございましたらご教示ください。	乙の責任で適正な基準に適合した案を提示し、甲と協議し、決定してください。
95	54	16行目	(3)土木構造物	質問	鉄筋径が25mm以上と以下とされていますが、25mmの鉄筋はどちらに含まれるのでしょうか。	25mm以下のかぶりの値です。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
96	54	19行目	(3)土木構造物	質問	設計誤差は10mm以下とありますが、これは式中の[施工誤差]のことでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	55	16・17・18	第4-3(4)-⑤	質問	計画図通りの施工が出来ない場合も実際に施工するために追加費用が発生する場合も乙の負担となるのでしょうか。	計画図どおりに施工する必要はありません。なお、既存幹線の底付けを原則とし乙の判断で対策を提案してください。
98	55	2行目 16行目 22行目	(4)場内管路施設	質問	滞水池への送水管、汚水バイパス管および地蔵川雨水幹線の管移設および修繕において、管の材質および形状について規定、制約等ありましたらご教示ください。	現状管種と同等以上のものと考えてください。なお、契約後の実施設計時に、甲と協議し、決定してください。
99	55	2行目 22行目	(4)場内管路施設	質問	滞水池への送水管および地蔵川雨水幹線の管移設線形(縦断・平面)について制約条件がありましたらご教示ください。	縦断形は、汚水、汚物、土砂等による滞留・堆積が生じないようにしてください。平面形の制約はありません。地蔵川雨水幹線の吐口は運河の底泥を巻き上げない構造としてください。
100	55	5行目	(4)場内管路施設、流入渠及び放流渠	質問	「流入渠は、原則RC構造とし、・・・」と記載されていますが、流入渠の本庄幹線との接合部を設計する上で、本庄幹線の構造資料(構造図、配筋図等)が必要になります。本庄幹線の構造資料をご提示ください。	本庄幹線の図面等はありませんので、技術提案時には、住吉魚崎幹線の図面から類推してください。実施設計時に、必要であれば、乙が調査してください。
101	55	8行目	(4)場内管路施設、流入渠及び放流渠	質問	新ポンプ場流入渠の施工計画を立案する上で、本庄幹線と住吉魚崎幹線の水位が必要となります。「既設幹線管渠は計画流量(41m ³ /s)流入時には圧力状態となる想定」とP55に記載されていますが、晴天時及び雨天時(通常時)の水位をご教示ください。	配布資料の各幹線流量をもとに、乙が判断してください。
102	55	19行目	(4)場内管路施設、流入渠及び放流渠	質問	「⑥場内地下埋設物は別紙17「地下埋設物」に示すものが確認されているため、実施設計時に必要性を確認した上で撤去・移設を行うこと・・・」と記載されていますが、設計上移設が必要と判断した場合は、地下埋設物は全て撤去・移設が可能と解釈してよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりですが、下水道管理者が管理するもの以外は各管理者と協議等が必要です。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
103	55	20行目	(4)場内管路施設、流入渠及び放流渠	質問	「・・・。また、必要に応じて、試掘による確認を行うこと。」と記載されていますが、入札時には試掘調査を行うことはできません。別紙17「地下埋設物」が実際の現地状況と異なり追加費用が発生した場合は、甲が費用を負担するという点でよろしいでしょうか。	契約後、実施設計時の調査段階で判明した埋設管については、変更対象としますが、その後の工事中に判明したものは、乙の負担とします。
104	55	32行目	(4)場内管路施設	質問	塩害考慮する区間は管底高が神戸港平均潮位より低い範囲とされていますが、神戸港平均潮位を提示頂けませんでしょうか。神戸港平均潮位は年度毎に変動していますが、単年度潮位を用いるのか、複数年度の平均潮位を用いるのか、本検討に用いる平均潮位をご教示ください。	技術提案時に乙より決定潮位を提案してください。
105	55	2	第4-3-(4)-①	質問	滞水池送水管の移設に際して、移設後の滞水池送水管の管材、形状に制約があればご教示下さい。	現状配管と同等以上の性能を有する管材とし、実施設計時に甲と協議し、決定して下さい。
106	55	14	第4-3-(4)-④	質問	「放流流速を最終的に決定する際は、事前に甲及び関係機関と協議すること」とありますが、お示しの流速の範囲に納まっても認められない場合があるのであれば、計画検討及びこれに伴う積算に影響が生じますので、認められる範囲をお示しください。	該当の記述に関して、発注者としての要求は流速のみですが、関係機関との協議時には流速のみの要素ではなく、周辺の環境との調和に考慮する必要があり、放流高さや断面の形状によって周辺環境への影響が異なってきますので、そういった要素を実施設計時には勘案していただきたいという意味合いです。技術提案時は乙自身の想定でお願いいたします。
107	55	18	第4-3-(4)-⑤	質問	汚水バイパス管の”修繕”は用語の定義通り、別紙16に記載の敷設された時点の水準又は実用上支障のない状態まで回復させる工事を行うものと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
108	55	22	第4-3-(4)-⑦	質問	地蔵川雨水幹線の移設に際して、移設後の地蔵川雨水幹線の管材、形状に制約があればご教示下さい。	99の地蔵川雨水幹線に関連する記述と同様です。
109	56	20・21	第4-3(6)-③エ	質問	「機能を果たさなくなる設備及びその付帯設備」とは具体的に何かご教示ください。	新設することで不要となる施設・設備の全てです。
110	56	5行目	(5)仮設	質問	②、③では「護岸、場内周辺施設、既設ポンプ場、新ポンプ場への影響に配慮すること」となっておりますが、具体的な許容値(例：許容変位±3cm)の設定がございましたらご教示ください。	乙の責任において、関係する基準類等を参考に安全性を示し、甲と協議し、決定してください。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
111	56	10行目	(6) 撤去工事 (建築工事との調整事項を含む)	質問	「本要求水準書に定める設計・施工期間内に・・・」と記載されていますが、撤去計画を立案する上で、旧沈砂スクリーンかす洗浄棟及び既設ポンプ場の構造資料が必要となります。両施設の構造資料をご提示ください。	配布資料に示した計算書以外の存在は確認できていません。
112	56	9	第4-3-(6)	意見	第1期工事における既存ポンプ場の一部撤去について、残りの既存ポンプ場を稼働させるに際し、以下の点が不明なため、計画検討及び積算ができません。 貴市にて、残りの既存ポンプ場を稼働させるための改修計画、内容及びこれに関して積算が可能な資料をご提示いただけませんか。 ①建築設備に関する資料が不明：一部撤去に伴う移設、改修の計画検討ができない。 ②建築基準法、消防法等の現ポンプ場の法令適用状況及び一部撤去に伴う遡及適用の有無並びに、遡及適用を受ける場合の各法令への対応内容が不明：応札段階では、残りのポンプ場に対してどのような改修条件が付されるのか知り得ないことから計画検討ができない。 内容及びこれに関して積算が可能な資料のご提示が困難である場合、第2期工事に含めることはできないでしょうか。	第1期工事で撤去する範囲について、要求水準書(案)では乙の参考のために可能な範囲で神戸市案を示しているのみであり、実際の撤去範囲は乙の提案によります。また、現時点においては乙の判断で機能維持のために必要な改修計画を立案してください。 ②の質問に関しては、51の回答と同様です。
113	61	27	第4 4 (4) 1 5 ①	質問	燃料地下タンクは二重殻タンク形式のため、タンク室は設けず、直埋め方式と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
114	61	32	第4 4 (4) 1 5 ③	質問	P C B含有機器(微量P C B含む)をご教示ください。	別紙19「P C B調査報告書」に示す他、照明の安定器が考えられます。
115	61	32	第4 4 (4) 1 5 ③	質問	P C B含有の有無が不明な場合、含有調査費用は本事業費とは別で、甲が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	乙が現地調査時により想定し、必要な数量等を提案してください。実施設計時の調査の結果、数量が異なる場合は、甲と協議の上、設計変更を行う場合があります。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
116	61	28	第4-4-(4)-15)-②	質問	既設油脂庫の床面積及び保管物とその容量を御教示下さい。	配布資料の「既設ポンプ場図面集」の魚崎ポンプ場脱臭棟その他改修工事図面を参照下さい。床面積は約20㎡です。保管物は潤滑油で容量はP62表4.7に示す通りです。また、別紙1「既設ポンプ場図面集」の図中の名称を修正しましたので、確認してください。
117	61	32	第4-4-(4)-15)-③	質問	PCB保管庫について保管対象は別紙19に記載のあるものが対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	61	20	第4-4-(4)-13)-①	質問	「甲と協議の上決定」とありますが、積算に影響しますので、条件をお示し下さい。	既設と同等とし、参考として器材倉庫：84㎡程度、工作室（居室）：40㎡程度として下さい。実施設計時に甲と協議の上、決定します。別紙1「既存ポンプ場図面」を修正しましたので、確認してください。
119	61	28	第4-4-(4)-15)-②	質問	「既存油脂庫」が添付資料別紙1の平面図には見当たりません。明示のほどお願いします。	配布資料の既設ポンプ場及び関連施設竣工図書の魚崎ポンプ場脱臭棟その他改修工事図面の危険物庫を参照下さい。
120	61	28	第4-4-(4)-15)-②	質問	積算に影響しますので、撤去すべき「既存油脂庫」の平面図、立面図、断面図等の撤去に係る積算が可能な資料の提示をお願いします。	119と同様です。
121	61	30	第4-4-(4)-15)-②	質問	「甲と協議の上決定」とありますが、積算に影響しますので、規模をお示し下さい。	既設と同等とし、参考として危険物庫：20㎡程度として下さい。実施設計時には、乙が提案し、甲と協議の上、決定します。
122	61	32	第4-4-(4)-15)-③	質問	「甲と協議の上決定」とありますが、積算に影響しますので、規模をお示し下さい。	現時点では、既設と同等とし、参考としてPCB保管庫：84㎡程度として下さい。実施設計時には、乙が提案し甲と協議の上、決定します。別紙1を修正していますので、確認してください。
123	69	14	第4-4-(11)-③	質問	申請上必要な図面で図面リストにない施設等で申請上必要な図面は施設状況を調査し、図面を作成することありますが、具体的な施設等について御教示下さい。	現時点では、想定はありません。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
124	69	1	第4-4-(11)-②	質問	仮使用の期間は、「承認日から3年以内で、仮使用が必要と認められる期間。」と貴市のホームページ上で公表されていますが、本事業においては、1期運用の期間は3年を超えるスケジュールとなっています。3年を越えての仮使用が可能であると担当部局様に確認を済ませておられ、かつその内容が事業期間内は有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	関係機関に事業概要を説明し、3年を超える仮使用承認が必要となることは了承を得ています。ただし、承認基準、手続き等は申請時に協議が必要です。
125	69	1	第4-4-(11)-②	質問	既存ポンプ場を部分的に取り壊し、構造安全性の検討資料を添付することで残りの既存部分を使用できるとする件については、貴市で事前検討されている内容で担当部局様に確認を済ませておられ、かつその内容が事業期間内は有効であるとの理解でよろしいでしょうか。	現時点において、仮使用承認時の構造安全性の検討根拠をP69⑦とすることについては関係機関に確認済です。今後、耐震基準等の見直し等があった場合は、それに準じた基準となる可能性があります。
126	69	4	第4-4-(11)-②	意見	「市が既設ポンプ場の一部取り壊し時における安全性について検討した資料を貸与する」とありますが、第1期工事においても一部取り壊し業務が含まれており、入札段階では補強が必要かどうか、また、どのような補強を行えばよいのかが不明です。貴市にて、補強方法、内容及びこれに関する積算が可能な資料をご提示いただけませんか。	検討した資料を配布資料【各種計画・基本検討資料】(6)にて提示しています。ただし、この資料は参考であり、この内容を関係機関に確認したものではありません。
127	69	14	第4-4-(11)-③	意見	「既存図面リストに無い施設等で申請上必要な図面は施設状況を調査し、図面を作成すること」ありますが、入札段階では作業量の把握ができないため、本事業の業務から除外をお願いします。或いは要求水準書提示リスクとして甲が負うものである旨明示をお願いします。	現時点では、既存図面リストに無い施設は無いと判断しています。リスクとして甲は負いません。要求水準書(案)の一部を修正していますので、確認してください。
128	69	16	第4-4-(11)-④	意見	「既存計画通知書の控えは無い為、上記③同様、申請上必要な図面は施設上状況を調査し、図面を作成すること」ありますが、入札段階では作業量の把握ができないため、本事業の業務から除外をお願いします。或いは要求水準書提示リスクとして甲が負うものである旨明示をお願いします。	127と同様です。
129	69	20	第4-4-(11)-⑥	質問	「現状を悪化させないよう構造的検討を行い・・・」とありますが、次項の⑦の基準を満たせば悪化には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
130	71	12	第4-4-(12)-3)-①	質問	給水設備工事について東灘処理場から供給される上水の取合い箇所を御教示ください。	別紙17「地下埋設物等」から判断してください。
131	71	12	第4-4-(12)-3)-①-ア	質問	「上水は東灘処理場より給水する」とありますが、別紙17地下埋設物等P17-3及びP17-4では公道からの引込給水管は添付資料別紙3現況敷地境界図における魚崎ポンプ場内にあるように見受けられます。別途、東灘処理場より給水するとの理解でよろしいでしょうか。	別紙17「地下埋設物等」から判断してください。なお、東灘処理場内に魚崎ポンプ場が設置されているため、「東灘処理場」には魚崎ポンプ場を含みます。
132	71	12	第4-4-(12)-3)-①-ア	質問	「上水は東灘処理場より給水する」とありますが、東灘処理場への引き込み口径、新ポンプ場への分岐予定位置及びその口径をご教示ください。	131と同様です。
133	71	13	第4-4-(12)-3)-①-イ	質問	「新ポンプ場へ供給できる必要な設備容量を想定し・・・」とありますが、東灘処理場における使用状況が不明なため想定が困難です。東灘処理場における使用量、引き込み口径等の新ポンプ場への供給可能水量が想定できる資料をお示しください。	別紙17「地下埋設物等」から判断し、新ポンプ場の必要給水量を想定ください。
134	72	8	第4-4-(12)-6)-②	質問	不活性ガス消火設備について（電気室など）とありますが、消防法やその他関係法令、基準上問題なければ大型消火器の設置でもよろしいでしょうか。	消防法その他関係法令、基準並びに所轄消防署との協議により問題ない場合は可とします。
135	75	12	第4-4-(13)-4)-①-ア	質問	「内線・外線数が不足している場合」とありますが、不足しているか否かは入札段階では判断できません。積算に影響しますので、各々の回線数の不足があれば、その数をお示し下さい。	現有3スロットの空きがあり、その3スロットを使用し、内線と局線を収納してください。なお、空きスロットに必要な基板等は乙の負担とします。
136	76	7	第4-4-(13)-4)-⑤-ウ	質問	「操作作業員数を甲に確認し、」とありますが、積算に影響しますので、必要数をお示し下さい。	建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)内の第3編通信設備 第2章構内交換設備 第4節配線 4-3電話用配線器具 表4-2電話用配線器具の数量及び種類 に基づき計画してください。
137	76	9	第4-4-(13)-4)-⑤-エ	質問	「作業員数を甲に確認し、」とありますが、積算に影響しますので、必要数をお示し下さい。	建築設備設計基準(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修)内の第3編通信設備 第2章構内交換設備 第4節配線 4-3電話用配線器具 表4-2電話用配線器具の数量及び種類 に基づき計画してください。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
138	79	2	第4-4(14)①	質問	アスベストが含有されている対象物はあるのでしょうか。含有されていた場合の除去費用は本事業とは別で、甲が負担するものと考えてよろしいでしょうか。	乙が基本設計時に想定し、必要な数量等を提案してください。実施設計時に調査した結果、数量が異なる場合は、甲と協議の上、工事着手前に設計変更を行う場合があります。
139	79	2	第4-4(14)①	質問	別紙19「既往アスベスト調査報告書」とありますが、PCBに関する書類しかございません。御提示をお願いします。	PCBに関する書類のみです。最新版の別紙19をご確認ください。
140	79	2	第4-4-(14)	意見	「アスベストの撤去時においては・・・、竣工年次等により・・・」とありますが、既存施設の情報はお示しいただくほか知りようがないので、使用範囲とその性状については全てお示し下さるようお願いいたします。	138と同様です。
141	79	4	第4-4-(14)	意見	「PCBの撤去時においては・・・、竣工年次等により・・・」とありますが、既存施設の情報はお示しいただくほか知りようがないので、使用範囲とその性状については全てお示し下さるようお願いいたします。	138と同様です。
142	79	4	第4-4-(14)	質問	「PCBの撤去時においては、竣工図、竣工年次等により各種基準に準拠し処分を行うこと」とありますが、PCBおよびそれを含んだ機器等の保管は甲が行うものと考えてよろしいでしょうか。	PCBの撤去・移設は乙の分担でお願いします。PCBの保管については、甲が行います。
143	80	15	第4-5(2)	質問	先行待機型雨水ポンプは、軸受冷却用の注水を必要としない無給水型とする必要はあるのでしょうか。	無給水型としてください。
144	80	17	第4-5-(2)-②	質問	「・・・現状の運用を考慮すること。」 添付資料別紙2既設ポンプ場現況運転フロー以外に運用がわかる資料があればご教示ください。	配布資料の「管理年報」および「水質試験年報」、「H24年度魚崎ポンプ場改築更新基本検討報告書」の「5-2.魚崎ポンプ場の現有施設状況」、「H21年度合流区域再整備基本計画他策定業務報告書」の「2.4現況施設の把握」を参照してください。
145	81	14	第4-5(3)	質問	新ポンプ場から東灘処理場の現沈砂スクリーンかす洗浄棟までの、沈砂・スクリーンかす移送配管のルートおよび距離を教示願います。	別紙31「沈砂・スクリーンかす移送配管ルート」を追加しましたので、確認してください。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
146	81	4	第4-5-(2)-⑧	質問	「・・・維持管理用クレーンは設置するものとし・・・」 据付用クレーンと維持管理用クレーンを兼用として良いでしょうか。	工事期間中に維持管理用クレーンに据付用仮設吊上装置を取り付けてもよいですが、詳細は甲と協議してください。
147	84		第4-5(5)表4.15	質問	新ポンプ場に設置する次亜塩素酸ソーダ注入設備の能力検討にあたり、既存ポンプ場での最大注入量の実績値を教示願います。	最大注入量22L/分となります。
148	84	4	第4-5-(4)	質問	脱臭設備を検討するに当たり既設ポンプ場の原臭濃度を御教示下さい。	別紙32「既設ポンプ場の原臭濃度」を追加しましたので、確認してください。
149	85	12	第4-5-(7)-③	質問	「・・・仕様変更を技術提案する場合には、甲の承諾を得ること」もし技術提案で仕様変更がある場合は、提出前に質問等で承諾を得る必要があると考えてよろしいでしょうか。	技術提案の提出後、技術対話の上、甲の承諾を得ることができれば仕様変更を認めます。
150	86	3	第4-6(1)-①	質問	滞水池周りの各バルブ・ゲートは手動機器であり、新ポンプ場および東灘処理場からの遠隔操作の必要性はないと考えてよろしいでしょうか。	魚崎滞水池は今回の施工対象ではありません。
151	86	14	第4-6(1)-⑧	質問	滞水池の水位監視は、新ポンプ場および東灘処理場でモニター可能とする必要はあるのでしょうか。	魚崎滞水池の水位は、運用上、魚崎ポンプ場でモニター可能とする必要があります。
152	86	10	第4-6(1)⑥	質問	省エネ計画策定および維持管理に資する、電流値・電力値・電力量値等とは、具体的にどこの計測値でしょうか。	高圧電動機、低圧主幹盤、照明主幹盤、空調機等の電流値、電力値及び電力量値の測定を想定しております。
153	86	14	第4-6(1)⑧	質問	沈砂池・ポンプ用と沈砂・スクリーンかす洗浄用の監視室を別個に設ける意図をご教示ください。	沈砂・スクリーンかす洗浄設備関係は委託予定としているため、別室として考えます。
154	86	9	第4-6-(1)-⑤	質問	重要な計装設備として流入渠水位計と判断しておりますが、流入渠水位計以外に含まれるものがありましたら提示頂けますでしょうか。	流入渠水位の他ポンプ井水位も重要な計装設備と考えております。
155	87	18, 19	第4-6-(6)-①	意見	既設中央監視設備の制御パスに接続と記載されていますが、別ループでのネットワーク、及び魚崎ポンプ場のみの監視設備として構築出来る様、再度検討をお願いします。	ご意見として承ります。処理場内の一施設として、他設備と一体としてのポンプ場の運転操作監視が必要なため、処理場全体を一システムとした監視設備を前提としています。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
156	87	18, 19	第4-6-(6)-②	質問	東水環境センター中央監視設備の機能増設が、記載されていますが、関連したシステム構成図が資料として見当たりません。ご確認よろしく申し上げます。	別紙26「東灘処理場システム構成図」を確認してください。
157	87	18, 19	第4-6-(6)-②	意見	中央監視設備の機能増設は、本工事の範囲内と記載されていますが、既設メーカ優位となる為、分離発注にて再度検討をお願いします。	ご意見として承ります。処理場内の一施設として他設備と一体としてのポンプ場の運転操作監視運用機能を維持しながらの改築更新が最重要かつ最も困難な点となりますので、分離発注はできません。
158	87	10	第 4 6 (4) 2) ②	質問	雨水ポンプ設備、滞水池送水ポンプ設備及び、沈砂池機械設備は、別々に自動制御回路を構成することとありますが、共通のコントローラで自動制御回路を構成することは不可ということでしょうか。	ご理解のとおりです。危険分散を考慮し、共通のコントローラのみで自動制御回路を構成するシステムは考えていません。
159	87	18	第 4 6 (6) ①	質問	既設制御バスに接続し、東灘処理場中央監視設備で監視・制御・操作ができることとありますが、魚崎ポンプ場単独の監視システムではなく、東灘処理場内施設として東灘処理場中央監視設備で監視・制御・操作を実現させるシステムが必要であると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
160	87	20	第 4 6 (6) ②	質問	東水環境センター中央監視設備の機能増設の対象機器は、(別紙26)東灘処理場システム構成図に記載されているすべての機器の内、必要とされる箇所と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
161	87	28	第 4 6 (8) ②	質問	既設・新ポンプ場に2回線配電を行うこととありますが、第1期工事完了時には、既設ポンプ場に1回線配電、新ポンプ場に1回線配電と考えてよろしいでしょうか。	第1期工事完了時には、既設ポンプ場に高圧2回線、新設ポンプ場の高圧2回線の配電が必要です。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
162	87	18	第4-6-(6)-①	質問	既設中央監視設備の制御パスに接続との記載は既設メーカーのみが対応出来る内容であります。公正な競争の観点や本DBの目的である民間事業者のノウハウ・アイデアの活用の観点から、①の記載を「新ポンプ場に中継端子盤・信号伝送装置等を設置し、既設中央監視設備の制御パスに接続し、東灘処理場中央監視設備で監視・制御・操作ができること」から「新ポンプ場に中継端子盤・信号伝送装置等を設置し、既設中央監視設備の制御パスに接続し、東灘処理場中央監視設備で監視・制御・操作ができる、又は東灘処理場中央監視室に別監視として設置することで、監視・制御・操作ができること」に変更することは可能でしょうか。	処理場内の一施設として、他設備と一体としてのポンプ場の運転操作監視が必要なため、処理場全体を一システムとした監視設備を前提としています。このため、当該記述部の変更は、現時点では考えておりません。
163	87	18	第4-6-(6)-①	質問	本DBの第1期の施設引渡しはH35年度予定、第2期の施設引渡しはH42年度予定となっております。この期間中に既設中央監視設備は耐用年数を超えて更新の可能性が高いものと考えられます。そうしますと、新ポンプ場更新中に既設中央監視設備更新時の設備停止等の影響が出てくるものと考えられます。これを避けるため、①の記載を「新ポンプ場に中継端子盤・信号伝送装置等を設置し、既設中央監視設備の制御パスに接続し、東灘処理場中央監視設備で監視・制御・操作ができること」から「新ポンプ場に中継端子盤・信号伝送装置等を設置し、既設中央監視設備の制御パスに接続し、東灘処理場中央監視設備で監視・制御・操作ができる、又は東灘処理場中央監視室に別監視として設置することで、監視・制御・操作ができること」に変更することは可能でしょうか。	H42年まで、既設中央監視設備の更新の予定はありません。他は、162と同様です。
164	89	11	第4-7-(1)-1)-②	質問	「処理水で行う場合は、乙の負担で東灘処理場から新ポンプ場へ移送すること。」この移送する手段についてご教示ください。	移送方法についても技術提案に含むものとし、乙で検討した手段を提案してください。
165	89	17	第4-7-(1)-1)-⑤	質問	試運転後の処理水や汚水は東灘処理場へ送水することでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	89	30	第4-7-(1)-1)-⑪	質問	実降雨を対象とした試運転の実施について実施回数、降雨強度・降雨量、運転時間等に関する指定はありませんでしょうか。	降雨状況により条件が確定できないため詳細な指定はありませんが、試運転については甲と協議してください。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
167	89	30	第4-7-(1)-1) -⑪	質問	実降雨を対象とした試運転の実施の記載がありますが平成36年3月(第1期施設引渡)までに実施する必要がありますのでしょうか。実際の降雨強度を考慮すると既設を含めた全台運転確認は困難と考えます。	原則として第1期施設引渡前としますが、詳細は甲と協議してください。 全台運転確認については、ご理解のとおりです。
168	90	2	第4-7-(1)-2)	質問	主ポンプの性能試験等現場で行うことができない試験は、製作工場等で試験を行うと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	90	26	第4-7-(2)-2) -③	質問	実負荷運転は吐出井からポンプ井までの返送ラインを活用し、連続一日間以上の循環運転試験を実施することでよろしいでしょうか。	実降雨を対象としない実負荷運転は、返送ライン等を活用し、9日、20時間/台とします。
170	添付資料	別紙25		質問	本資料は既設設備のものでしょうか。新設設備のものでしょうか。ご教示ください。	別紙25は、既設設備のものですが、今回の事業期間内は変更を予定しておりません。
171	添付資料	別紙25		質問	第1期工事完了時点での新旧設備への配電方法を示した資料があればご教示ください。	配電方法については、乙の判断で提案してください。実施設計時に、甲と協議の上、決定します。
172	添付資料	別紙28		質問	仮設配線に関連して仮設の配線系統図資料があればご教示ください。	別紙29「段階的施工期間における電線路計画」に記載していますので、確認してください。
173	1-1		(別紙1) 既設ポンプ場図面	質問	5/29現説時にDVDにて受領した添付資料1-1には敷地境界線が図示されています。沈砂池ポンプ場との敷地境界線(敷地東側境界線)が意味するところは、「この境界線を越えて掘削等の工事をしてはならない」「敷地境界線外を工事用地として使用できない」ということでしょうか。	建築基準法上の敷地境界を示しており、掘削や工事用地として使用できないというものではありません。
174	6-1	12行目	場内管理に関する資料	質問	施工時に見学用バス駐車場を確保する必要があるのでしょうか、あるとすれば、どの程度の広さの駐車場を確保すればよろしいでしょうか。	見学者用のバス駐車場の確保は不要です。ただし、イベント時の駐車スペースの一部に魚崎ポンプ場の工事現場が必要な場合等は事前に甲から乙に協議を行います。
175	9-3 9-13		土質について	質問	昭和53年のボーリング調査位置を現状位置図等に正確に重ね合わせるための情報(基準点、座標データ等)をご提示ください。	基準点はありませんので、配布資料等から想定してください。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
176	9-14		(別紙9) 土質について	質問	新ポンプ場の掘削深さはK0P-11~-13m程度となり、D _{sc} 層とD _g 層の被圧水圧でAc層が盤ぶくれを起こす可能性が高く、盤ぶくれの検討を行う必要があります。そのためにはD _{sc} 層とD _g 層の地下水の諸元(水頭及び透水係数)が必要ですので、ご教示ください。	別紙資料を基に推定してください。また、実施設計時の乙の調査により条件を確認してください。
177	10-11	図-1	既設構造物の安全性の確認について	質問	今後の実施設計時、液状化検討を行うにあたって、安全側にRLの上限値を1.0に定める必要はあるでしょうか。	既設構造物については、現状の安全率を確保することが一つの目安になると考えています。
178	17-7		工事番号 611601-1 工事件名 東灘下水処理場線変更工事	質問	要求水準書P55の25行目に「沈砂池ポンプ棟から高圧配電ケーブルが埋設されているため留意すること。」と記載されていますが、高圧配電ケーブルとは添付資料P17-7の図中「E. SGPφ150×4」と「E. KGP125×3」のことでしょうか。	「E. kGP125×3」のことです。
179	別紙3	図-13	敷地面積の求積図(魚崎ポンプ場)	質問	図中の青線及び赤線の範囲が建築基準法上の魚崎ポンプ場の敷地との理解でよろしいでしょうか。	別紙3「立地条件に関する資料」を修正しましたので、確認してください。青線及び赤線の範囲は、計画通知提出時の敷地ではなく、将来敷地の一部が道路として整備された後の敷地です。
180	別紙3	図-13	敷地面積の求積図(魚崎ポンプ場)	質問	図中の青線及び赤線の範囲が建築基準法上の魚崎ポンプ場の敷地の場合、赤線の範囲が追加となっているので、この追加により隣接する東灘処理場が不適合状態になる等の不都合は生じないとの理解でよろしいでしょうか。	179と同様です。
181	別紙3	図-13	敷地面積の求積図(魚崎ポンプ場)	質問	図中の運河側の求積図の敷地境界ラインと次頁の現況敷地境界図の運河側の敷地境界ラインの位置が異なります。どちらが正かご教示ください。	3-2敷地面積の求積図の方が正です。別紙3「立地条件に関する資料」を修正しましたので確認してください。
182	別紙3		現況敷地境界図	質問	「道路境界線」と「隣地境界線」では、建築基準法上の扱いが異なります。図中の「敷地境界線」は各々どちらに該当するのかがご教示ください。	北側を除き隣地境界線です。
183	別紙3		現況敷地境界図	質問	建築基準法上の前面道路の幅員、道路種別、接道状況をご教示ください。	北側道路(法42条1項1号)に接道があります。実施設計時に、乙の責任において測量してください。

要求水準書(案)への質疑及び回答

No	頁	行	対象項目	質問/意見	内 容	回 答
184	別紙3		現況敷地境界図	質問	各棟に記載の建物面積とは建築基準法上の建築面積のことでしょうか。又は延床面積のことでしょうか。他の基準に基づき表示されているものでしたら、その基準をお示し下さい。	建築基準法、その他基準に基づく面積ではないので削除します。
185	別紙15	21	(4)-2)	質問	流入渠の9割水深の与条件に関連して、「本庄汚水幹線の抜本的な布設替え(増径含む)も考慮した・・・」とあります。布設替えの範囲、断面形状、勾配及び管底高等をご教示ください。	当該資料は過年度検討資料の抜粋のため、ご指摘の記述がありますが、今回の要求水準書(案)では対象外としています。
186	別紙16	図-1	バイパス管縦断図	質問	上段図においてバイパス管の管底高の値が、次々頁の16-3図の縦断図と異なっています。16-3図を正としてよろしいですか。	基本設計時は別紙資料に基づいて判断してください。なお、実施設計時には、乙が調査し確認してください。
187	別紙19		分析結果報告書 PCB設置届出書	質問	資料表題は「既往アスベスト調査報告書」とありますが、内容はPCBの分析結果報告書及び設置届出書となっています。アスベスト使用箇所は無いものと理解してよろしいでしょうか。	別紙19の表題を「PCB保管及び処分状況」に修正し、資料を差替えていますので、確認してください。